

【テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン】

家電リサイクル法対象品目の処分方法について



家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）を処分する場合は、状況に応じて下記の方法により処分してください。

- 1. 買替えの場合** 新しい製品の購入先である家電販売店に引取り依頼してください。
（リサイクル料金と収集運搬料金が必要ですので、家電販売店に確認してください。）
- 2. 処分のみの場合** 処分する製品を購入した家電販売店に引取り依頼してください。
（リサイクル料金と収集運搬料金が必要ですので、家電販売店に確認してください。）
- 3. 処分のみで、処分製品を購入したお店が近くにない又はわからない等の場合**

（1）家電リサイクル法対象品目回収協力店に引取りを依頼する場合

●家電リサイクル法対象品目回収協力店一覧（50音順／8月現在）

店名	電話番号	住所
イナガキ産業（株）（電気・家電事業部）	377-3731	朝日町大字柿1428
エディオン 四日市北店	361-7391	四日市市富州原町2-69
ケーズデンキ みえ朝日店	377-4455	朝日町大字小向52-1
ストックハウス	364-2606	川越町大字豊田269-4
ヤマダ電機テックランド みえ朝日店	376-2100	朝日町大字縄生500-1

※申込み時に来店が必要な場合があります。

※引取りに係る料金（「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」）が必要ですので、各回収協力店にお問い合わせください。

※事業活動により発生した家電リサイクル法対象品目は回収できません。

（2）自ら「指定引取場所」へ持込み処分する場合

- ①処分する対象品目の製品情報を確認してください。
メーカーや製品の種類、製品（テレビや冷蔵庫など）の大きさによって料金が異なります。
- ②郵便局で家電リサイクル券を入手し、リサイクル料金を支払ってください。
（別途、振込手数料が必要です。）
リサイクル料金については、郵便局備付けの「家電リサイクル券システム郵便局手続用リサイクル料金表（税込）」や一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで確認できます。
「一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページ」
（URL：https://www.rkc.aeha.or.jp/guide/recycle_price.html）
- ③家電リサイクル券と処分する家電を四日市市内の指定引取場所へ持込んでください。
四日市市内の指定引取場所は以下のとおりです。

●四日市市内の指定引取場所（50音順／8月現在）

店名	電話番号	住所
朝日金属（株） 四日市工場	351-4606	四日市市昌栄町16-11
日本通運（株）三重支店 四日市ロジスティックス センター事業所	352-4155	四日市市新正3丁目7-11

問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653